

一般社団法人リテール AI 研究会 会員規則

(目的)

第1条 この規則は、一般社団法人リテール AI 研究会（以下、「本法人」と称す）定款第2章に規定する会員について、以下のとおり定めるものとする。

(資格)

第2条 本法人には、以下の会員を置く。

- (1) 正会員：本法人の目的に賛同して入会した個人または団体
- (2) 賛助会員：本法人の事業を賛助するために入会した個人または団体
- (3) 流通会員：本法人の目的に賛同し、実店舗を持つ流通業に属する法人
- (4) 特別会員：本法人に功労のあった者又は学識経験者
- (5) 運営会員：本法人の正会員であって、本法人の運営に積極的に関与する意思と能力を有する者

(入会の手続)

第3条 当会に入会しようとする法人、または個人は、所定の入会申込書に必要事項を記入し、申し込むものとする。または、本法人ウェブサイトの所定のページからオンラインにより、入会申込みフォームに所定の事項を入力して申し込むものとする。

2 本法人の確認後、年会費を本法人の指定する期日までに指定口座に振り込まなければならない。

3 本法人が指定する期日までに、本法人の指定する口座に振り込まなければ、入会の申し込みを解除したものとみなす。

4 理事会で特別会員に推薦された者は、本条第1項の入会手続きを要せず、本人の承諾をもって会員となるものとする。

5 運営会員となろうとする者は、理事会の承認を受けなければならない。

(会員の権利)

第4条 正会員および運営会員は、次の情報等を受けすることができる。

(1) 正会員ミーティングへの参加（年8回）

(2) 実証実験への参加

(3) セミナーへの参加（年4回）

(4) リテール AI ニュースの配信

2 賛助会員は次の情報を受けすることができる。

(1) セミナーへの参加（年4回、一部有料）

(2) リテール AI ニュースの配信

3 流通会員は次の情報を受けすることができる。

(1) 流通部会への参加（年6回）

(2) 実証実験への参加

(3) セミナー参加（年4回）

(4) リテール AI ニュースの配信

(会員への告知)

第5条 会員への告知は、原則として会員ホームページにて行うものとする。

(年会費)

第6条 会員は、その種別に従い、次の年会費を納入しなければならない。

(1) 正会員、運営会員：年額 500,000 円 (税別)

(2) 賛助会員：年額 50,000 円 (税別)

(3) 流通会員：年額 300,000 円 (税別)

2 特別会員は、会費の納入を要しない。

3 年会費の計算期間は1年(7月～6月)とし、毎年1年分を先払いするものとする。

4 一旦納入された会費は、理由の如何を問わず返還しない。年の途中で退会した場合の未経過分の会費も同様とする。

(情報の取扱い)

第7条 会員は、本法人の活動により新しく生じた情報(以下、「新情報」と称す。なお、各会員が元々有していた情報は含まない。)及び他の会員が元々有し本法人の活動により開示された情報(以下、「会員情報」と称す。)の取扱いについては、本法人及び会員の活動に有効活用されることを目的とし、原則として本条の規定に従うものとする。ただし、本法人が他に定める規則又は規約にこれと異なる規定がある場合は、当該規定を優先するものとする。

2 会員は、新情報につき、本法人に帰属することに同意するものとする。

3 会員は、新情報及び会員情報につき、会員内及び会員間の秘密情報として取り扱うものとし、本法人の書面による許諾なく、会員以外の者に開示・漏洩してはならない。なお、会員間での新情報及び会員情報の共有は、本法人の書面による許諾を要することなく許容される。

4 会員は、新情報及び会員情報につき、本法人の書面による許諾なく、知的財産権の出願又は登録の申請等をしてはならず、また当該出願又は登録の申請等の一部として利用してはならない。

5 本法人は、会員情報につき、第3項、第4項の許諾をする場合は、当該会員情報を元々有した会員の許諾を得るものとする。

6 個人情報の取扱いについては、本法人のプライバシーポリシーに従うものとする。

(退会)

第8条 退会は会員の自由意志とし、退会希望者は退会のため所定の手続きを行い、随時退会できるものとする。

2 運営会員は、正会員の地位を保持したまま、運営会員の地位を辞することができる。

(会員資格の喪失)

第9条 会員は次の事由によって、その資格を喪失する。

(1) 所定の退会手続きを完了したとき。

(2) 会費納入期限を1ヶ月過ぎても、会費の納入がないとき。

(3) 転居、行方不明などの理由により、所在が知れないとき。

(4) 社員総会において定款第9条の事由により、除名の決議がなされたとき。

(規程の変更)

第10条 この規則は、理事会の議決によって改定することができる。改定後の規則は第5条の規定により、会員へ告知する。

(付則)

1. この規則は、2017年6月7日から適用する。
2. 2019年7月18日改定
3. 2020年7月01日改定

以上